

○経済産業省告示第百五十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十三日

経済産業大臣 林 幹雄

一の表の第1の1212・21-2の項を次のように改める。

1212・21-2 まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにた ○

さ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草（関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。）

一の表の第1の1212・21-3の項中「あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属」を「ひとえぐさ属、あおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。）、ごべいこんぶ属又はこんぶ属（あつばすじこんぶを除く。）」に改め、同表の2106・90-2-(2)-Eの項中「あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属

又はこんぶ属」や「ひとえぐさ属、おおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。）、ごべいこんぶ属、こんぶ属（あつばすじこんぶを除く。）、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属」に改める。

三の9の(5)中「アンドラ」の下に「、アンゴラ」を加え、「カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ」を「カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ」に改め、「モザンビーク」の下に「、ミャンマー」を、「ソロモン」の下に「、ソマリア」を、「スイス」の下に「、シリア」を加える。

新旧対照表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表  
 (昭和四十一年通商産業省告示第七十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目(以下「非自由化品目」という。)及び同表の第二に掲げる品目とする。                      第1 自由化されていない品目                      (非自由化品目)                      関税率表                      の番号等</p> <p>0301・99-2～1212・21-1 (略)</p> <p><u>1212・21-2</u></p> <p>まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)</p> <p>その他の食用の海草(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属(あつばすじこんぶを除く。))のものに限る。)</p> <p>2106・90-2-(2)-E 海草の調製食料品(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うす</p>	<p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目(以下「非自由化品目」という。)及び同表の第二に掲げる品目とする。                      第1 自由化されていない品目                      (非自由化品目)                      関税率表                      の番号等</p> <p>0301・99-2～1212・21-1 (略)</p> <p><u>1212・21-2</u></p> <p>あまのり属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)</p> <p>その他の食用の海草(あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものに限る。)</p> <p>2106・90-2-(2)-E 海草の調製食料品(あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものに限る。)</p>

ばあおのり、みなみあおのり又はすじあ  
おのりに限る。)、ごんべいこんぶ属、こ  
んぶ属(あつばすじこんぶを除く。)、  
まぐれあまのり属、あかねぐものり属、  
ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ  
属のものに限る。)

第2 (略)

二・二の二 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四  
条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、  
6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸  
入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべ  
き手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)ま  
での区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入  
する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入す  
る場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定  
める書類の税関への提出とする。

1～8 (略)

9(1)～(4) (略)

(5) 二の表の第2の化学兵器禁止法第二条第五項に規定する  
第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号  
承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

- アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ  
、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、  
アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイ  
ジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバド  
ス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン  
、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラ  
ジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ

第2 (略)

二・二の二 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四  
条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、  
6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸  
入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべ  
き手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)ま  
での区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入  
する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入す  
る場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定  
める書類の税関への提出とする。

1～8 (略)

9(1)～(4) (略)

(5) 二の表の第2の化学兵器禁止法第二条第五項に規定する  
第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号  
承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

- アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ  
、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア  
、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バ  
ハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラル  
ーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア  
、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブル  
ネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジ

、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリヤ、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウエー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、

ア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリヤ、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウエー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、マケ

(6)  
(略)  
スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユー  
ゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリ  
ニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタ  
ン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、  
英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベ  
キスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、  
ザンビア、ジンバブエ

(6)  
(略)  
ドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、  
トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ト  
ルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ  
首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグ  
アイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム  
、イエメン、ザンビア、ジンバブエ